

平成20年第6回那須烏山市議会定例会（第5日）

平成20年9月12日（金）

開議 午前10時00分

閉会 午前10時47分

◎出席議員（19名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
12番	大野曄君	13番	平山進君
14番	水上正治君	15番	小森幸雄君
16番	平塚英教君	17番	中山五男君
18番	樋山隆四郎君	19番	滝田志孝君
20番	高田悦男君		

◎欠席議員（1名）

11番 五味渕親勇君

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
副市長	石川英雄君
教育長	池澤進君
会計管理者兼会計課長	斎藤雅男君
参事兼福祉事務所長	零正俊君
参事兼都市建設課長	池尻昭一君
総合政策課長	国井豊君
総務課長	木村喜一君
税務課長	高野悟君
市民課長	鈴木敏造君
健康福祉課長	斎藤照雄君
こども課長	堀江久雄君

農政課長	中山博君
商工観光課長	平山孝夫君
環境課長	両方恒雄君
上下水道課長	荻野目茂君
学校教育課長	駒場不二夫君
生涯学習課長	鈴木傑君
代表監査委員	岡敏夫君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

○議事日程

- 日程 第 1 (議案第15号・第16号) 那須烏山市決算の認定について
※委員長報告～質疑～討論～採決
- 日程 第 2 請願書等審査結果の報告について (議長提出)
- 日程 第 3 意見書案第1号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化
を求める意見書の提出について (委員長提出)
- 日程 第 4 発議第1号 議員の派遣について (委員長提出)
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（水上正治君） おはようございます。9月の定例会最終日、大変今までご苦労さまでした。ただいま出席している議員は19名です。11番五味渕親勇議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長並びに代表監査委員の出席を求めていますので、ご了解願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 （議案第15号・議案第16号） 那須烏山市決算の認定について

○議長（水上正治君） 日程第1 議案第15号 那須烏山市決算の認定について、議案第16号 那須烏山市水道事業決算の認定についての決算認定2議案を議題とします。

本案については、去る5日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に付託しております。付託案件に対する常任委員会の審査の経過と結果について、常任委員長の報告を求めます。

まず最初に、議案第15号の所管事項について総務企画常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長野木 勝君。

[総務企画常任委員長 野木 勝君 登壇]

○総務企画常任委員長（野木 勝君） おはようございます。総務企画常任委員会の決算審査の結果報告をいたします。平成20年9月2日の本会議において提案され、同月5日に本委員会に付託された平成19年度那須烏山市の一般会計の歳入歳出決算について、9月8日午前9時から第1委員会室において総務企画常任委員会の委員6名全員と、説明者として会計管理者、関係課長外関係職員14名の出席のもと、慎重に審査を行った結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、監査委員から指摘のあった事項等にも十分配慮し、対応され、かつ次のことについて要望し、意見を付することいたします。

1つ、市有財産の積極的な整理統合を図り、跡地等の処分も含めた有効活用を推進していただきたい。

1つ、市税等の口座振替を推進し、さらなる収納対策の体制強化を図り、収納率の向上に努めていただきたい。

1つ、市営バス等の乗車率の向上を図るため、利便性のある効率的かつ効果的な運行体制の再構築を検討していただきたい。

以上をもって、決算審査の報告といたします。

○議長（水上正治君） 次に、議案第15号の所管事項について、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長高田悦男君。

〔文教福祉常任委員長 高田悦男君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（高田悦男君） 皆さん、おはようございます。文教福祉常任委員長の高田悦男でございます。

平成20年9月5日の本会議において本委員会に付託された市民課、健康福祉課、こども課及び教育委員会の平成19年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月8日午前9時から第2委員会室において、文教福祉常任委員会の委員6名、参事兼福祉事務所長外5課長出席のもと、慎重な審議を行いました。

その結果、一部反対意見はあったものの原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

平成19年度は地域福祉計画の策定、健康づくり推進協議会の設置、市単独事業の障害者自立支援利用者負担金助成事業などが行われましたが、今後予定されている各種福祉計画等の見直しにあたっては、現行の行政サービスを低下させることなく協議及び策定を進められたい。また、市行政を中心として関係する機関及び団体並びに地域で支える福祉の実現に努められたい。

現行こども医療費助成は小学校6年生まで対象であるが、義務教育期間である中学3年生までへの引き上げについて検討されたい。

サタデースクールの実態について調査、研究をし、さらなる改善に努められたい。

なお、現在進められている旧野上小学校改修工事については、耐震を含めて将来に不安を残すことのないよう安全対策に取り組まれることをつけ加え、決算審査の結果報告といたします。

○議長（水上正治君） 次に、議案第15号、議案第16号の所管事項について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長沼田邦彦君。

〔経済建設常任委員長 沼田邦彦君 登壇〕

○経済建設常任委員長（沼田邦彦君） おはようございます。ご報告申し上げます。経済建設常任委員会が付託を受けました議案第15号 那須烏山市決算の認定について及び議案第16号 那須烏山市水道事業決算の認定についての本委員会が所管する部分について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は去る9月8日と9日の2日間にわたり、議員控室において担当課長等の説明を受けながら慎重に審査を行いました。その結果、本委員会が所管する部分については、原案のと

おり認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして、要望として意見が出されましたので、ご報告させていただきます。指定管理者制度であります。現在さまざまな問題が生じております。今後のあり方について現状をよく精査し、危機感を持って真剣に取り組んでいただきたい。

担い手農家の育成につきましては、経営者の現状をよく把握し、指導、助言等のバックアップをしていただきたい。

企業誘致につきましては、ソフト面の事業等も視野に、これからの誘致方法を検討していただきたい。

地籍調査事業につきましては、早期完成に向けてさらなる推進を図っていただきたい。

下水道事業については、加入率の向上に努力していただきたい。なお、今後の下水道計画については見直しも含め検討していただきたい。

以上で報告を終わります。

○議長（水上正治君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） お諮りいたします。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第15号、議案第16号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

〔16番 平塚英教君 登壇〕

○16番（平塚英教君） ただいま上程されております議案第15号及び第16号について討論申し上げます。平成19年度那須烏山市一般会計及び平成19年度の特別会計歳入歳出決算及び平成19年度的那須烏山市水道事業決算の認定につきまして、公正で民主的、市民が主人公の市政を目指す立場から、行政当局のさらなる努力と改善を求めまして反対討論を行います。

まず、この決算認定が一般会計と特別会計を一括で提案、審査、採決されることに反対であります。もともと当初予算や補正予算の段階では別々の議案として上程されているわけでありますから、決算におきましても各会計ごとに上程すべきであり、改めて各会計ごとの決算認定

の議案提出を求めるものであります。

この平成19年度の決算は、安倍内閣、そして福田内閣のもとで執行されたものであります。小泉内閣とそれを引き継いだ安倍内閣、さらに福田内閣は、構造改革の名のもとに社会保障制度のあらゆる分野で医療、年金、介護など国民に負担を押しつけてまいりました。

また、所得税と住民税の定率減税の廃止、サラリーマンや自営業者の増税実施、高齢者への急激な年金の増税、医療、介護などの高負担など、痛みだけを押しつける政治を行ってまいりました。

その一方で、法人税減税を繰り返し、消費税導入時には年額20兆円であった大企業を中心とした法人税が、今日では10兆円にまで減額されております。逆立ちした税制によって格差社会に追い打ちをかける事態が広がっております。格差と貧困が広がる中で、国民の生活権を脅かしております。

依然として地方経済は不況を脱却し得ない状況にあります。ところが、国民の暮らしを支えるというべき社会保障が、逆に増税や保険料、医療費の大幅負担増で国民の暮らしに重くのしかかるという悪循環の事態に陥っているわけであります。構造改革、規制緩和政策は安心、安全どころか国民生活を破壊し、戦後築き上げてきた社会秩序を不安に陥れるばかりであります。

昨年行われました参議院選挙で、このような悪政に国民の厳しい審判が下ったのは当然のことであります。その批判に耐えきれず安倍首相は政権を放り投げてしまいました。その後を引き継いだ福田内閣もちょうど1年目で首相を辞任して、今現在、自民党総裁選を行っているわけでありますが、その候補者だれ一人として国民に対し、2代にわたって政権を放り投げたことの責任や謝罪の言葉もなく、劇場型政治でごまかそうとしております。しかし、国民生活を苦しめる政治を続けてはだれが総選挙を行っても、再び国民の厳しい審判が下るものとするものであります。

また、地方自治の分野でも、地方分権と三位一体改革とは名ばかりに地方交付税と補助金が減額され、税源移譲は言葉ばかりで不確定であります。地方自治を破壊する、予算編成もままならないような状態に地方行政を追い込んでおります。

いわゆる平成の大合併は、このような財政難のために市町村合併をされてきているわけでありますが、必要な地方交付税や補助金、負担金を減額されてしまうということでは、合併しましても、ますます財政困難に陥ることは明らかではないでしょうか。地方自治を守るためには地方交付税制度を国が財源を含めてきちんと守るよう求めることが大事であります。市長は国に対し、そのことを強く訴えて奮闘していただきたいと考えます。

平成19年度の一般会計はこのような情勢のもとで、国の政治色が色濃く反映された内容になっております。那須烏山市の一般会計では、歳入117億7,233万3,933円で、歳出

は114億1,119万6,217円でありました。この市税の中で収入未済額は11億9,663万5,714円で、市税の調定額44億6,117万2,179円の何と26.8%にも達しております。この収入未済額の大部分を固定資産税が10億8,978万2,390円と91%を占めております。本市の行財政運営に重大な支障を来しております。

この固定資産税滞納のうち、大部分のものが特定法人のものであり、10年来この固定資産税問題が放置されているもとで重大な問題になっております。特定法人の固定資産税滞納問題を法的拘束力も行使しながら、きちんと解決を図るように改めて求めるものであります。

また、保育料の1,491万3,910円の収入未済額、市営住宅使用料の473万4,230円の収入未済額につきましても、努力はされておりますけれども、改めて解決に奮闘を願うものであります。

歳入の面では、深刻な不況のもとで税収が伸びない中、国、県の補助金、負担金が削減され、市民には定率減税の廃止と高齢者への年金課税、医療費の負担増、介護保険の改悪と自治体住民には大変厳しい予算となっております。このような中で、行財政運営にあたっては単に受益者負担を強めるのではなく、市民生活を守る立場で行財政執行に必要な補助金、負担金を国に求めるようにしていただきたいと思っております。

市民の負担金徴収の問題では、以前は無料であった市の公共施設、運動施設や生涯学習施設の使用料を徴収しております。子供たちの教育的なものにつきましては減免制度が設けられておりますが、この徴収そのものに反対であります。その額は微々たるものであり、行財政改革になるものではありません。行政改革をいうのであれば、歳入をふやし、歳出をカットする。そして市民サービスを維持向上してこそ真の行政改革です。単に歳出をカットするだけでは行政改悪であります。ぜひこういうことで努力をしていただきたいと思っております。

歳出の面では、財政難の折、前年度から継続的な事業が多かったわけではありますが、市民各位のご理解とご協力のもとに執行され、さらに、この事業を進められた執行部並びに職員各位の努力に敬意を表するものであります。特に、財政厳しい中で、年間15万円を限度とする不妊治療助成、県単医療費助成削減の中で、市独自各種医療費助成として自己負担1レセプト500円助成、学童保育所を七合小学校にも拡大、烏山小学校通学スクールバスの運行の範囲拡大、障害者自立支援事業による障害者個人負担2分の1助成、定住促進条例の制定と、きめ細かな市独自の医療、福祉、教育の施策充実に敬意を表するものであります。さらなる少子高齢化対策を強め、福祉、教育政策を強めていただきたいと思っております。

しかしその一方で、この歳出の中には老人差別医療を持ち込む後期高齢者医療制度導入に伴う予算執行があります。保険料の年金天引き問題や差別医療に今多くの国民が批判を寄せているところであります。この制度導入に伴う費用については反対であります。

さらに、行政区長制度を導入しておりますが、班長手当を無給にしていることには反対であります。役場職員や行政区長が市の文書、広報等をすべて配布するのであれば班長手当は要りませんが、行政区長から班長を通じて配布するやり方をさせているのであれば、班長に対しましても行政補助員として手当を支給するのは当然のことと考えるものであります。

依然として財政運営には厳しさが予想され、行財政運営にはむだをなくし、効率的な行財政執行を図るように、まちづくりにつきましても住民が主人公、市民の願い、要求にこたえるまちづくりを進めていただきたいと思います。問題山積みする当市の行財政運営にあたりましては、行政責任を明確にして、市民本位の立場で解決するために抜本的な努力と対策を強めていただきたいと思います。

構造改革路線のもとで、ますます都市と地方の格差が広がる中で、本市の農工商を取り巻く情勢は深刻であります。市内の商工業を守る対策、労働者の雇用を守る対策には万全を期していただきたいと思います。中心市街地活性化対策と地元商店街を守る対策を強めていただきたいと思います。

農業の分野では農業の存亡の危機にあります。小規模農業を切り捨てる今の国の農政のもとで、米を輸入しながら大幅な減反、採算のとれない米価を押しつける農政には反対であります。市独自の農政と営農集団育成を図り、中山間地の農業を守り、生産者の経営がなりたつ後継者の育つ農業行政を強く求めるものであります。

公共事業の透明性、市独自の積算単価の設定、入札の改善を図りながら、公正な公共事業を執行していただきたいと思います。各種団体への補助金、交付金の中でも、活動実態の見えないものがあり、さらに改善改革を求めるものであります。

税収不足の折、不況で苦しむ大変な思いをしている市民生活を考え、市当局も議会も襟を正して市民の負託にこたえるべきであります。行財政運営にあたりましては住民こそ主人公の立場で、お役所仕事、マンネリ化を打破し、むだのない市民に信頼される行財政執行を求めまして、一般会計のまとめといたします。

次に、国民健康保険特別会計につきまして、日本国憲法と社会保障の一環として、市民の生命と健康を守る立場から国民健康保険事業を充実発展させる立場で、反対討論を行います。

医療給付に対する国庫負担の大幅な切り下げを初めとする国のたび重なる医療改悪のもとで、不況やリストラ、所得が減っている市民の納税者の国民健康保険税の課税が耐え切れず、徴収が大変になってきているわけであります。

平成19年度の国民健康保険税の収入未済額は2億2,416万1,359円で、調定額の17.77%になっております。これらの抜本的な解決を求めるものであります。平成19年度には住民税の定率減税の廃止や住民税率の引き上げ、またお年寄りの公的年金控除等の縮小、

所得税控除の廃止に連動する国民健康保険税の値上げになった方がいます。

さらに、平成20年度には後期高齢者医療制度が強行され、75歳以上の高齢者が今までの医療保険から締め出され、差別医療が強まり、また、65歳以上の高齢者からも保険料を年金天引きすることになっております。私は、高齢者に負担ばかりを押しつける社会保障を切り捨てる政治に反対をするものであります。

憲法に基づく社会保障の皆保険としての低所得者を中心とした国民健康保険事業でありますから、資格証の発行による保険証の取り上げをやめるべきものと考えます。本来の国民健康保険事業に建て直す立場から、第1に国民健康保険事業に対する国の責任を明確にさせ、医療給付に対する国の負担率をもとに戻すよう訴えていただきたいと思います。

第2に、国民健康保険事業が生命にかかわる最も重要な福祉事業であり、一般会計から繰入を行って負担軽減を図っていただきたいと思います。資産評価もバブル期から現況に即した評価に改めるべきものと考えます。

第3には、疾病予防の充実強化を図り、早期発見、早期治療に積極的に取り組むよう求めるものであります。

第4に、国の医療制度改悪に反対し、国の責任を明確にさせ、真の国民健康保険事業にとり戻す運動を積極的に展開し、憲法と社会保障制度に基づく市民本位への国民健康保険事業に取り組むよう強く求めるものであります。

次に、老人保健特別会計につきまして、高齢者の命と健康が安心して保証される保健事業を目指す立場から反対討論を行います。たび重なる医療制度の改悪によりまして、老人医療費などの増大など負担増と、病院での高齢者の締め出しが重病傾向化する深刻な社会問題となっております。

自公政権は繰り返し医療制度を改悪し、医療費の3割負担を初めとする負担増を強行し、70歳以上の高齢者には全額1割負担に、一定収入以上の高齢者には2割から3割負担に引き上げました。さらに本年4月から、70歳から74歳までのすべての方が2割窓口負担に値上げされております。

入院でも療養病床の食費と居住費が保険適用外となり、長期入院患者の入院費の増額と高額医療費での負担増となっております。さらに、本年4月から75歳以上の後期高齢者医療保険制度の導入で、保険料の値上げ、年金天引きも実施されました。こういうことによって高齢者がさらに締め出され、医療難民が多数発生するおそれがあります。

まさにお年寄りいじめのこのような悪政は、高齢者の命、生存権を踏みにじるものであり、本決算に対しましても高齢者の命と健康を守る立場から、第1に予防医療の充実強化、特に訪問医療充実に努力を求めるものであります。第2に、高齢者が安心して生きがいを持って暮ら

せる福祉のまちづくりを推進していただきたいと思います。第3に、国の老人いじめの悪政や制度改悪に反対し、必要な財政措置を強く国に求めていただきたいと思います。

次に、介護保険特別会計決算について、高齢者に十分対応した介護保険制度、実態に即した介護保険制度に改正する立場から反対討論を行います。

発足当時から介護保険の問題といたしまして、介護認定を受けた利用者が介護サービス1割負担が重い、必要な介護サービスを辞退している実態があります。また、介護保険料も引き上げられ、高齢者、低所得者にとっては依然として負担の重い制度となっております。

介護保険制度が平成17年10月から全面改悪され、施設入所者のホテルコストや食費が別建て料金になり、本人の年金では払えないケースが生まれているわけであり、平成18年度からはそれが全面実施され、保険料の値上げ、軽度の高齢者の介護保険からの締め出しが実施され、介護難民などの問題が全国で引き起こっております。

さらに、市当局は介護予防事業を強めることが当然であります、さらに介護サービスの基盤の整備を図り、施設入所待機待ちをなくし、介護認定を受けた方々が必要なサービスが安心して受けられるように、保険あって介護なしと言われぬように、改めて介護保険制度の整備強化に抜本的に取り組まれるよう求めるものであります。

次に、農業集落排水特別会計につきまして、これは興野の農業集落排水事業であります、加入率が8割近いということで健全に行われております。さらなる運営を進めていただきたいと思っております。

次に、下水道事業特別会計につきましては、旧烏山町の下水道事業着手13年目にあたり、第一次計画区域内処理区域の供用が進められておりますが、実際につなぎ込みが完了して使用されている戸数が少なく、処理区域内の人口の加入率は27.85%と、前年よりは増加しておりますが依然として大変低い水準にあります。

21世紀の新しいまちづくりとして公共下水道が稼働しているわけであり、この事業への関係者のご理解と加入促進を図るため、努力を担当者任せではなく、市長、市当局が先頭に立って、全市を挙げて水洗化率、加入促進の対策にあたっていただくよう求めるものであります。

また、公共下水道の初期計画が余りにも大規模で、市民負担が重くならないように、地域によっては合併浄化槽の推進に切りかえるなど見直しも含めて、全体計画の見直しを進めていただきたいと思っております。分担金、負担金の収入未済額が720万1,700円及び使用料、手数料収入未済額が95万9,000円とあり、解決を求めるものであります。

簡易水道特別会計につきましては、全水道供給に向け、未給水地域への水道普及を求めるものであります。収入未済額が3,781万1,208円で調定額の30.67%にも達しております。

ます。ほとんどが特定法人の過年度分の滞納分と思われますが、ぜひ解決をするよう求めるものであります。

議案第16号 平成19年度那須烏山市水道事業決算につきましては、生活に欠くことのできない水道水を供給し、真に市民のための福祉事業として進める立場から討論を行います。

平成19年度の水道事業の総収益は6億880万6,153円で、総費用が6億1,104万8,474円でありました。その差額純損失は224万2,321円ということでありました。水道事業は改良工事や拡張事業に伴う事業経費を企業債発行に依存しているために、企業債償還が増加する中で、営業収益の30.06%が企業債の支払利息として払っている結果となっております。これが水道事業への重い負担となっております。

企業債の未償還残高は49億7,439万6,571円にも達しております。依然として利息の高いものも残されており、高利息のものにつきましては金融機関から借入れを行って償還を行うなど、企業債償還のつけを安易に水道料金の値上げに転嫁しないように企業努力を求めるものであります。未納水道料金の滞納整理を実施して、過年度分収納率を41%上げた努力には敬意を表しますが、それでもまだ水道未収金が2,794万7,470円あり、解決を求めるものであります。

また、有収率につきましても75%であります。配水量の25%近くが給水収益にならないのは問題であります。有収率の向上のために漏水調査やあらゆる努力を払って有収率の向上に努めていただきたいと思います。水道事業は市の公共事業である以上、一般会計からも繰入を行って、市の責任で円滑な事業運営を図るよう期待するものであります。

以上、述べてまいりましたが、今後の行財政運営にあたりましては、長引く地方の景気低迷の中、税収不足の折、住民が主人公の立場に立って無理、むだをなくし、健全財政への努力を図り、国の悪政から地方自治体と住民を守る立場で進めていただきたいと思います。さらなる行財政改革、意識改革に取り組み、市長以下職員の一層の努力を期待いたしまして、反対討論のまとめといたします。

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第1 議案第15号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第15号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第16号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第16号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第2 請願書等審査結果の報告について

○議長（水上正治君） 日程第2 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

先の定例会において継続審査になっておりました請願書2件について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長沼田邦彦君。

[経済建設常任委員長 沼田邦彦君 登壇]

○経済建設常任委員長（沼田邦彦君） ご報告申し上げます。

平成20年第4回（6月定例会）において継続審査となりました請願書について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

請願書第1号の、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてであります。審査の結果、森林整備等の推進は重要との認識から、趣旨妥当と認め、採択すべきものと決定しました。

次に、請願書第2号の市道都市計画街路山手通線（1102号線）及び南一丁目西裏愛宕台線の道路整備に関する請願についてであります。審査の結果、採択すべきものと決定しました。市道都市計画街路山手通線は都市計画道路の計画に示された道路であります。地権者の理解を得るにはまだ時間を要するものと考えられます。しかし、児童生徒の安全を確保することは喫緊の課題であり、ふれあいの道づくり事業等を有効に活用して、改善できるところから整備を進め、地域一丸となって安全が確保されるよう強く要望するものであります。

また、南一丁目西裏愛宕台線の整備要望についても、水道管の送配水管が埋設されており、路面、水路等の工事をするには困難であるため、これらの条件がクリアできた時期に整備を進められるよう要望いたします。

以上のことを意見として付して、報告を終わります。

○議長（水上正治君） 以上で、委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑

を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、委員長の審査結果報告について討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第2 請願書等審査結果の報告については、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、経済建設常任委員会の審査結果については、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎日程第3 意見書案第1号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

○議長（水上正治君） 日程第3 意見書案第1号を議題とします。

書記に朗読させます。

〔書記 朗読〕

意見書案第1号

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙のとおり提出するものとする。

平成20年9月12日提出

那須烏山市議会経済建設常任委員会

委員長 沼田邦彦

以上です。

○議長（水上正治君） 意見書案第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。

経済建設常任委員長沼田邦彦君。

〔経済建設常任委員長 沼田邦彦君 登壇〕

○経済建設常任委員長（沼田邦彦君） ただいま上程となりました意見書案第1号について提案の趣旨説明を申し上げます。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まる一方、森林経営は脆弱化し、担い手である山村は過疎化、高齢化が進み、崩壊の危機にあります。このような状況の中において、森林の整備を推進していくことは森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには森林、林業の担い手の育成が重要であります。

安全で安心できる国民の暮らしを守るため、水源林等公益森林の整備、地域林業、木材産業の振興等の推進を国会並びに関係行政庁に強く要望するものであります。

以上です。

○議長（水上正治君） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、意見書案第1号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。意見書案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり国会及び関係行政庁あて提出することに決定いたしました。

◎日程第4 発議第1号 議員の派遣について

○議長（水上正治君） 日程第4 発議第1号 議員の派遣についてを議題とします。
書記に朗読させます。

〔書記 朗読〕

発議第1号

議員の派遣について

那須烏山市議会会議規則（平成17年那須烏山市議会規則第1号）第158条第1項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

平成20年9月12日提出

那須烏山市議会文教福祉常任委員会

委員長 高田悦男

○議長（水上正治君） 発議第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。
文教福祉常任委員長高田悦男君。

〔文教福祉常任委員長 高田悦男君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（高田悦男君） 文教福祉常任委員長の高田悦男であります。

ただいま上程されました発議第1号 議員の派遣について、提案の趣旨を説明いたします。
市長より当委員会における所管の事務に属する教育委員会生涯学習課の事業としまして、那須烏山市中国青海省訪問事業の実施と石川副市長を初めとした訪問団8名の一員に、議会を代表し水上正治議長への派遣依頼の通知がありました。

当該青海省とは、小学生の相互交流事業や酪農研修生の受け入れ等を通じて、友好交流事業を継続して実施していましたが、今年度は諸般の事情により8月に予定していた小学生の中

国派遣事業は中止となっております。

よって、本市と青海省との今後の交流事業における相互理解、友好関係等の一層の推進を図るための協議が必要であり、訪問団に議会を代表して水上議長が参加することについて、那須烏山市議会会議規則の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、趣旨説明といたします。

○議長（水上正治君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより発議第1号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。発議第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり決定いたしました。

これをもちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。平成20年第6回那須烏山市議会は、9月2日を初日といたしまして本日まで11日間の会期で開催されました。今期定例会は、平成19年度決算審査等重要案件につき、慎重かつ活発なご審議を賜りましたこと、まことにありがとうございました。感謝を申し上げます。

会期中賜りましたご意見、ご提言は真摯に受けとめさせていただきまして、今後の市政に反

映させる所存であります。なお、提案議案や一般質問の中で一部対応不十分な点もありましたこと、おわび申し上げます。

ことは8月末から局所的な豪雨がございまして、災害もご報告のとおり35件発生いたしました。幸い被害等は最小で済んだ感がございます。天の恵みと、災害対応にご尽力を賜りました関係各位に感謝を申し上げます。

さて、稲刈りもいよいよ本格化してまいりました。市民の皆さんの安全なる農作業を祈願をする次第であります。秋は行政教育分野におきまして、行祭事が目白押しでございます。運動会、敬老会、消防点検、文化祭、第2回市民号等があります。議員各位にありましても大変ご多用のところではございますが、参画をいただきまして激励のお言葉を賜りたいと存じます。

終わりに、今期定例会は報告案件を含めまして20議案を上程させていただきました。いずれの議案も可決、ご決定、ご承認を賜りましたことはまことにありがたく、改めまして感謝とお礼を申し上げます。議員各位にありましては、ますますご健勝で議会活動に邁進されますようご祈念を申し上げます。

重ねて本日無事閉会となりましたこと、感謝を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（水上正治君） 以上で、9月2日から本日までの11日間にわたりました平成20年第6回那須烏山市議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

[午前10時47分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成20年12月2日

議 長 水 上 正 治

署 名 議 員 小 森 幸 雄

署 名 議 員 平 塚 英 教